

## ⇩ 出向役員への給与負担金

**Q** : 当社には、親会社から出向してきた役員がいます。この役員に対する給与負担金の取扱いはどうなりますか？

**A** : 一定の要件に該当する場合は、出向先法人の役員給与として取り扱われます。

### 【解説】

役員の出向は、関係会社間などでよく行われますが、この場合に出向先法人から支出される給与負担金は、次のいずれにも該当する場合には給与として取り扱われることとなっています。

- ① その役員に係る給与負担金につき、その役員に対する給与として出向先法人の株主総会又はこれらに準ずるものの決議がされていること
- ② 出向契約等において、その出向者に係る出向期間及び給与負担金の額があらかじめ定められていること

したがって、これらの要件を満たしている場合には、役員給与の損金不算入の規定が適用されることとなり、その給与負担金の支給形態が定期の金額であれば定時同額給与として、また、一定の手続きを経たものについては事前確定届出給与として損金算入が認められることとなります。

なお、事前確定届出給与の適用を受ける場合には、出向元の税務署長ではなく、出向先法人の納税地の所轄税務署長に届出を行うこととされていますので、この点は注意が必要です。

